



速報

One Big Beautiful Bill Actの概要

－ 米国に進出する企業に影響する項目を中心に －

YAMADA & PARTNERS USA, INC.



税理士法人 山田&パートナーズ

1. 米国税制改正概要

最終的に立法された内容

税目	項目	概要	補足
個人所得税	税率	現行の個人税率を恒久的なものにする（所得税率や基礎控除など）。	現行税率は2025年末で期限切れ（第1期トランプ税制“TCJA”）
	残業代の控除	12,500ドル（共同申告者の場合は25,000ドル）に制限が設けられた。調整後総所得（AGI）が150,000ドルを超えると段階的に控除額が減額（合算申告者の場合は300,000ドル）。	—
	チップの控除	25,000ドルに制限が設けられた。 - 調整後総所得（AGI）が150,000ドルを超えると段階的に廃止（合算申告者の場合は300,000ドル）。	—
	州税控除	州税控除限度額を2025年度より40,000ドルに増加。以降2030年度まで、毎年1%ずつ限度額を増加（例：2026年度は40,400ドル、2027年度は40,804ドルなど）。	現在の控除限度額10,000ドル
	自動車ローン利息	10,000ドルまで、米国で組み立てられた個人自動車のローンの利息支払いに対する控除が可能。ただし、キャンピングカーなどは対象外。 - 調整後総所得（AGI）が100,000ドルを超えると段階的に減額され、150,000ドルで控除はゼロ（合算申告者の場合は200,000ドルで減額が始まり、250,000ドルでゼロ）。	—
	適格事業所得控除	- 下院で提案された控除率の20%から23%の引き上げは行わない（現状維持）。 - 事業所得または営業所得が1,000ドル以上の納税者に対して、最低控除額400ドル（以降インフレ調整）を追加。	- 現行制度は2025年末で期限切れ（第1期トランプ税制“TCJA”） - 現行の控除率20%

1. 米国税制改正概要

最終的に立法された内容

税目	項目	概要	補足
遺産税 贈与税	生涯控除額	2025年までに15,000,000ドルに設定し、その後はインフレに合わせて調整。	現行制度は2025年末で期限切れ (第1期トランプ税制“TCJA”)
国際税務	GILTI、BEAT、 FDIIの税率	- 基本的に現在のシステムを変更せず保持。 - GILTI税率(外国法人からのみなし配当税)は現行10.5%が12.6%に増加 - FDII税率(外国への輸出所得の低減税)は現行13.125%が14%に増加 - BEAT税率(税源浸食支払いを加算した修正課税所得に対する最低税率)は現行10%から10.5%に増加。	税改正がなければGILTI税率は2026年度13.125%、FDII税率は16.4%、BEAT税率は12.5%に引き上げられる予定であった。
	「悪い国」罰則税	米国企業への「差別的な」税を課す国の企業／個人所得への罰則税を5%(最大20%)導入する予定であったが、最終的には削除。	欧州のデジタルサービス税等に対する対抗措置
法人	研究開発(R&D)費	R&D費用の直接控除を復活。ただし米国内の研究開発費に限る。米国外の研究開発費は現行通り資本化し15年の償却。	現在は資本化そして償却が必要
	179条控除と ボーナス減価償却	179条控除:現行1,000,000ドルの控除枠を2,500,000ドルに拡大。取得費2,500,000ドル超は段階的に控除枠が減額されるが、その金額を4,000,000に改正。2025年度より施行。 100%ボーナス減価償却:現行税制では2022年度が100%控除の最終年。2023年から2026年まで控除率が20%ずつ減少中(2025年は40%)。新税制では2025年1月19日以降に取得した資産より、再び100%の即時償却が可能になる。ボーナス減価償却できる金額には179条控除のような制限はない。	—
	利子費用控除制限	利子費用の控除限度額は、調整後課税所得×30%と設定。2025年以降、調整項目として減価償却を足し戻すことができるようになった。これにより利子費用の控除限度額が拡大。	現在は調整後課税所得は減価償却を控除したあとの金額×30%
	適格生産資産の 即時損金化	製造業の工場など、非居住用建物の一部が即時費用化ができる。製造業、農業、化学製造、精製など、大幅な加工を行うものに限る(179条控除とボーナス減価償却では建物は即時償却対象外)。	—

国際関連所得に関する改正

国際関連所得に関する改正の整理

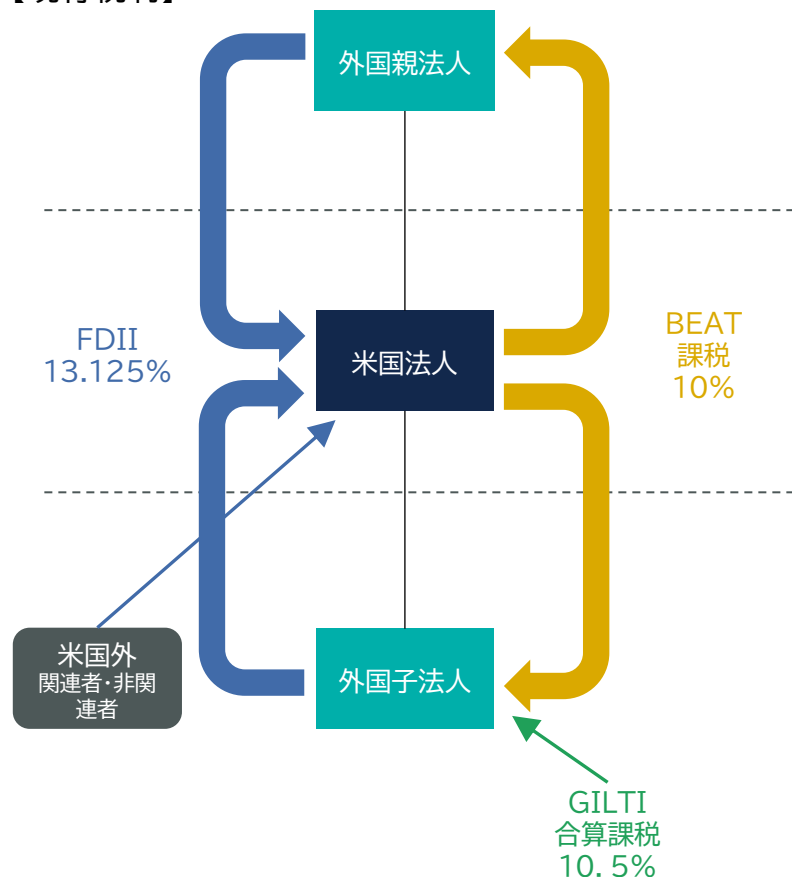
対象	現行制度	新税制
GILTI Global Intangible Low Taxed Income	- CFC (Controlled Foreign Corporation) の一定の超過収益に対して合算課税する制度 50%控除したうえで合算対象となるため、実効税率は10.5% ($= 21\% \times (1 - 0.5)$) - 合算対象額に帰属する外国税額の80%まで外国税額控除が可能	- 名称をNet CFC Tested Incomeに変更 50%の控除率を40%へ引き下げ。実行税率12.6% ($= 21\% \times (1 - 0.4)$) - 外国税額控除は、外国税額の90%まで対象に引き上げ
BEAT Base Erosion and Anti-Abuse Tax	- 修正課税所得(国外関連者への利子やロイヤリティなど一定の支払いを足し戻し調整した所得)に税率を乗じた額が通常の税額を超える場合にBEAT税額が課される制度 - BEAT税額の計算の元となる税率は10% - 総売上が500,000,000ドル以上かつ税源浸食費用の割合が、全費用の3%以上の法人が対象	税率を10.5%に引き上げ
FDII Foreign-Derived Intangible Income	- 国外源泉の無形資産関連所得等(例: 米国から外国への輸出収入など)に対して所得控除が適用できる軽減課税の制度 2018年から適用開始され、一定の超過収益に対して37.5%の所得控除(実行税率13.125%)を適用	- 名称をForeign Derived Deduction Eligible Incomeに変更 - 控除率を33.4%へ引き下げ(実行税率14%)
Subpart F & GILTI	- 外国法人がCFC(被支配外国法人)に該当する場合、当該CFC株式を課税年度末時点で所有している米国株主のみが、そのCFCサブパートF所得およびGILTI所得について、持分比率に応じた金額を自身の総所得に含め申告する義務があった。 - 年度中に株式売却し年度末時点で株式を所有していない株主は、サブパートF・GILTI所得を認識する必要はなかった。	CFCの課税年度中に株を所有していた米国株主は、年度末時点での所有状況にかかわらず、そのCFCのサブパートF所得およびGILTI所得について、持分比率に応じた金額を自身の総所得に含めなければならないとなった。

2. 米国税制改正詳細

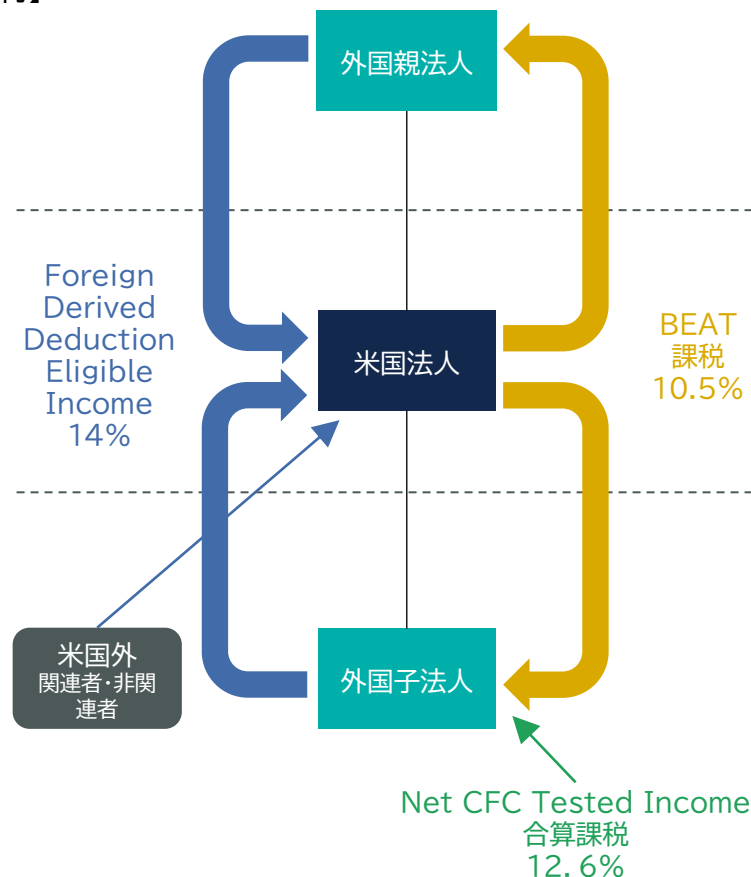
国際関連所得に関する改正

2017年度改正において、米国外への流出は課税強化、米国内への還流は課税軽減という目的でGILTI・FDII・BEATの制度が創設された。2025年の新税制は、これらの制度について税率引き上げ及び控除の引き下げが掲げられ、全体的に増税の改正項目となっている。

【現行税制】



【新税制】



※ 各矢印(→)は所得の流れ

§ 899 「不公平な税制を課す国」罰則税→削除

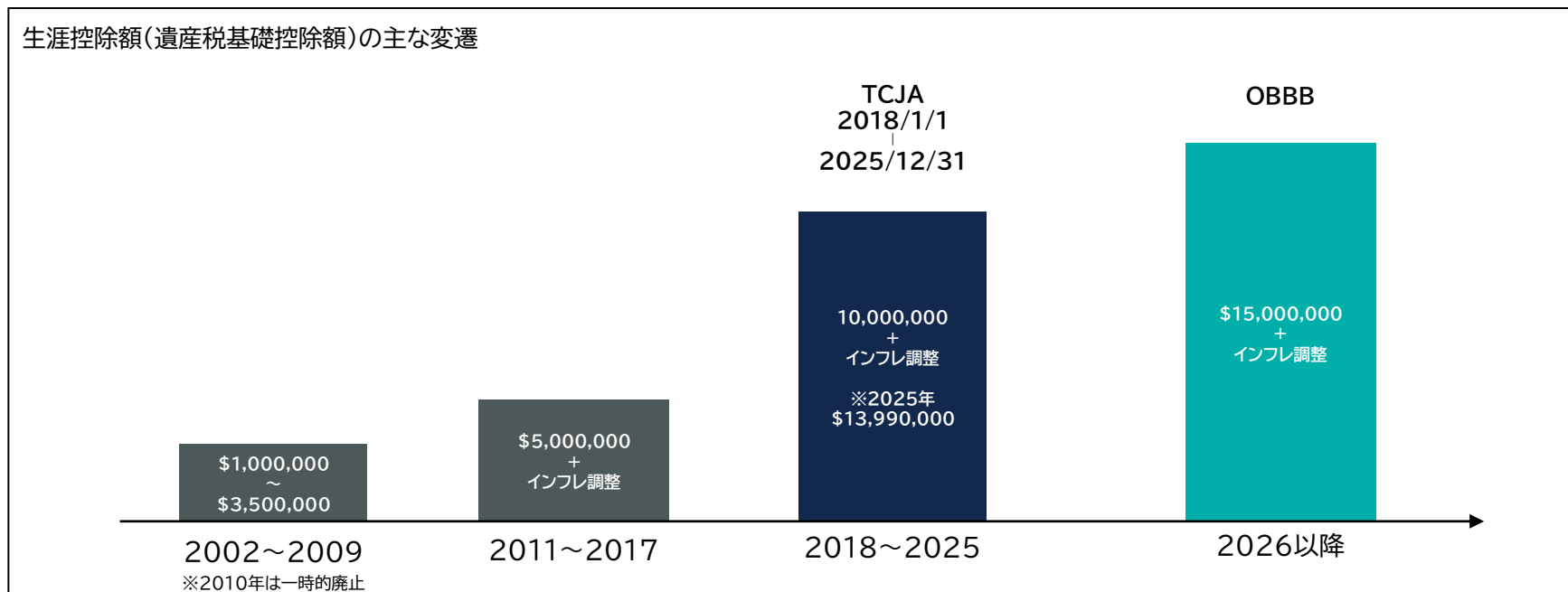
罰則税は、不公平な税制を課す国に対する罰則的な加算税です。不公平な税制とは、下記の3つがあげられていますが、主にイギリスやEU諸国で導入が進んでいる税制です。

対象	概要	導入国例
デジタルサービス税 (Digital Services Tax、“DST”)	従来の税制では捉えにくいデジタルプラットフォームやオンラインサービスの収益に対して課税する制度	フランス イギリス カナダ、ほか
迂回利益税 (Diverted Profits Tax、“DPT”)	制定国で事業活動があるにもかかわらず、法人税を回避する多国籍企業に課税する制度	イギリス オーストラリア ニュージーランド、ほか
軽課税所得ルール(グローバル・ミニマム税) (Undertaxed Profit Rules、“UTPR”)	親会社や関連会社の税負担が15%未満の場合、その不足分を補うために子会社等の所在地で課税する制度	日本 フランス ドイツ、ほか

不公平な税制を有する国に所在する企業に対する法人税、所得税、源泉税について、当初は5%が加算され、その後、年5%ずつ増加し将来的には最大15%^(下院の議論では20%)が加算となります。

日本ではUPTRが2026年4月より施行開始となりますので、今後の影響について留意する必要がありました。6月27日のG7会合にて、米国企業はグローバル最低法人税率の適用対象外とすることで合意され、米国政府は同条文を法案から削除する方向で調整されています。

遺産税基礎控除の恒久化



Tax Cut and Job Act (TCJA)

贈与税の年間基礎控除とは別に、生涯を通した非課税贈与枠として生涯控除(遺産税基礎控除)が設けられています。トランプ大統領第一次政権時の2017年12月に施行した TCJAで、2018年から2025年まで、生涯控除は5百万ドルから10百万ドルに大幅増額され、インフレ調整法により毎年増額されています。

One Big Beautiful Bill Act (OBBB)

左記の結果、生涯控除(遺産税基礎控除)は、2025年は13,990,000ドルまで膨らんでいました。TCJAは2025年末までの時限立法のため、2026年から5百万ドル(インフレ調整前)に戻る予定でしたが、今回成立したOBBBにより生涯控除は15百万ドルで恒久化しました。さらにインフレ調整が毎年実施されます。

2. 米国税制改正詳細

(参考)遺産税基礎控除の変遷

遺産税最高税率と遺産税基礎控除及び贈与税生涯控除の変遷(単位:USD)								
2000	55%	675,000	2010	—	Unlimited	2020	40%	11,580,000
2001	55%	675,000	2011	35%	5,000,000	2021	40%	11,700,000
2002	50%	1,000,000	2012	35%	5,120,000	2022	40%	12,060,000
2003	49%	1,000,000	2013	40%	5,250,000	2023	40%	12,920,000
2004	48%	1,500,000	2014	40%	5,340,000	2024	40%	13,610,000
2005	47%	1,500,000	2015	40%	5,430,000	2025	40%	13,990,000
2006	46%	2,000,000	2016	40%	5,450,000	2026	40%	15,000,000
2007	45%	2,000,000	2017	40%	5,490,000	2027	40%	15,000,000+
2008	45%	2,000,000	2018	40%	11,180,000	2028	40%	15,000,000+
2009	45%	3,500,000	2019	40%	11,400,000	2029	40%	15,000,000+

※2012年よりInflation Adjustment Actにより毎年インフレ調整が実施されることになった。

※2018年よりTax Cut and Job Act (TCJA、表■部分)により拡大措置が実施されている。

※2026年よりOne Big Beautiful Bill Act(OBBB、表■部分)により基礎控除が拡大。引続きインフレ調整も実施。

法人名	Yamada & Partners USA, Inc.
設立	2017年1月19日
TEL	+1 424 486 8961
主な 業務内容	<法人向け> ●米国法人組織再編、デューデリジェンス ●米国進出、米国撤退 ●米国法人税申告 <個人向け> ●日米財産承継コンサルティング ●日本帰国サポート、米国転出サポート ●米国遺産税申告 ●米国所得税申告
有資格者 ※2025年 5月1日現在 YP米国デスク含	●税理士 6名 ●米国公認会計士(USCPA) 4名 ●米国税理士(EA) 4名

法人名	税理士法人 山田&パートナーズ														
英語名	Yamada & Partners Tax Co.														
設立	1981年4月1日														
代表者	統括代表社員 三宅 茂久														
事業実績 ※2024年 単年度実績	<table> <tr> <td>国際関連業務件数:</td><td>419件</td></tr> <tr> <td>M&A関連業務件数:</td><td>187件</td></tr> <tr> <td>組織再編コンサルティング件数:</td><td>285件</td></tr> <tr> <td>法人顧問件数:</td><td>2,649件</td></tr> <tr> <td>相続・事業承継コンサルティング件数:</td><td>1,453件</td></tr> <tr> <td>相続税申告件数:</td><td>2,272件</td></tr> <tr> <td>所得税・贈与税申告件数:</td><td>3,494件</td></tr> </table>	国際関連業務件数:	419件	M&A関連業務件数:	187件	組織再編コンサルティング件数:	285件	法人顧問件数:	2,649件	相続・事業承継コンサルティング件数:	1,453件	相続税申告件数:	2,272件	所得税・贈与税申告件数:	3,494件
国際関連業務件数:	419件														
M&A関連業務件数:	187件														
組織再編コンサルティング件数:	285件														
法人顧問件数:	2,649件														
相続・事業承継コンサルティング件数:	1,453件														
相続税申告件数:	2,272件														
所得税・贈与税申告件数:	3,494件														
従業員数	974名 2024年10月1日現在														

Los Angeles Office

21250 Hawthorne Blvd.,
Suite 720, Torrance,
CA 90503



Honolulu Office

1441 Kapiolani Blvd.,
Suite 910, Honolulu,
HI 96814



東京本部

東京都千代田区丸の内1-8-1
丸の内トラストタワーN館8階



その他日本国内拠点

・札幌 ・盛岡 ・仙台 ・埼玉 ・横浜
・新潟 ・金沢 ・長野 ・静岡 ・名古屋
・京都 ・大阪 ・神戸 ・広島 ・高松
・松山 ・福岡 ・熊本 ・鹿児島

Y&Pグループ(抜粋)

・弁護士法人 Y&P法律事務所
・Y&P 社会保険労務士法人
・山田&パートナーズ アカウンティング
・山田&パートナーズ コンサルティング
・山田&パートナーズ アドバイザリー
・山田&パートナーズ サステナビリティ
・Y&P ファミリービジネス コンサルティング